

藤枝市立総合病院 治験審査委員会標準業務手順書

補遺：Web 会議等により開催する治験審査委員会の標準業務手順書

(目的)

第 1 条 本手順書は治験審査委員会標準業務手順書に基づいて、感染症の拡大、災害、委員から対面での出席が困難と申請があった場合等 Web 会議システム等を活用して治験審査委員会を開催する場合の手順を定める。

(委員出席の取り扱い)

第 2 条 Web 会議システム等を活用して会議に参加した委員は、藤枝市立総合病院治験審査委員会標準業務手順書に則り、採決に参加できるものとする。

(Web 会議開催時の手順)

第 3 条 治験審査委員会事務局

診療情報分析室システム係監理下にある PC を使用して Web 会議を開催する。

- (2) 治験審査委員会がスムーズに進むように接続確認を行う。
- (3) Web 会議システム等の映像並びに音声により委員が本人であることを確認する。

Web 会議システム等で参加する委員

- (4) 守秘義務が厳守できる会議室、個室等を利用し第三者への情報漏洩の防止策をとる。
- (5) コンピューターウイルスによる不正アクセスに対して万全な情報セキュリティ対策を講じている PC を使用すること。
- (6) 治験審査委員会の内容を録画、録音してはならない。

(議事録)

第 4 条 議事録作成時は、通常の議事録様式に記載する事項に加え、Web 会議等による開催であること等を記載する。

附則：本手順書は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。